

保存版

平成30年12月発行 「こうほう佐倉」

障害福祉 特集号



チャレンジドフィットネスの様子

佐倉市は、住み慣れた地域の中で、障害のある人もない人も、だれもが互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けるまちを目指して、さまざまな取り組みを進めています。今回、障害福祉に関する主なサービスについてご紹介します。

- ❶ 相談・手帳の交付 1ページ
- ❷ 知っておきたいサービス 2ページ
- ❸ 手当・医療費助成 3ページ
- ❹ だれもが暮らしやすい社会へ ... 4ページ

障害を理由とする差別をなくして、
一人一人がこの法律を理解し、だれもが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

障害者差別解消法を 知っていますか？



障害を理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。一人一人がこの法律を理解し、だれもが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

《行政機関や地方公共団体、民間事業者に障害者への配慮が義務付けられています》

平成28年4月からスタートした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本事項や、行政機関・民間事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するために必要な措置を取ることなどについて定められています。

- ❶ 不当な差別的取り扱いの禁止
正当な理由がなく、障害があるということや理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすること。
 - ❷ 合理的配慮の実施
障害者から配慮を求められた場合に、その人に必要な方法で配慮すること。
- 問い合わせ 障害福祉課
☎(484) 6137 FAX(484) 1742

お気軽にご相談ください

1 相談・手帳の交付

障害福祉課では、障害福祉に関するさまざまなご相談をお受けしています。困っていることや、悩み事などお気軽にご相談ください。

《主な業務》

- ◆ 障害者手帳の申請受付
- ◆ 身体障害者手帳
- ◆ 療育手帳
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳
- ◆ 手当等の申請受付
- ◆ 障害のあるかたに対する各種サービス

◆ 障害者手帳の申請受付
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持し提示することにより、障害者手帳の種類や等級に応じて、医療費の助成、補装具費・自立支援医療の給付、手当の給付、税の減免、鉄道運賃やバス運賃の割り引きなどいろいろな制度を利用できます。

手帳の交付を受けるには...

◆ 身体障害者手帳
身体障害者福祉法に定める身体上の障害があるかたに交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。

◆ 療育手帳
知的に障害があるかたに交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。

◆ 精神障害者保健福祉手帳
精神に障害があるかたに交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。

◆ 申請 印鑑、医師の診断書(指定のもの)、顔写真(縦4cm×横3cm)、マイナンバーカード(または、通知カード)を持参の上、障害福祉課へ

◆ 申請 印鑑、顔写真(縦4cm×横3cm)、マイナンバーカード(または、通知カード)、次の①～③のいずれかの書類を持参の上、障害福祉課へ

① 医師の診断書(指定のもの・診断書 文書料助成あり)

② 精神障害を事由とする年金証書、直近の年金振込通知書

③ 精神障害を事由とする特別障害給付金受給資格者証、直近の国庫金振込通知書

相談窓口	電話・FAX	実施日・内容
県中央障害者相談センター	☎(291) 6872 FAX(291) 8488	◆ 平日午前9時～午後5時 ◆ 補装具・更生医療・身体障害者手帳・言語聴能等に関する相談 ◆ 知的障害者について、医学的・心理的及び職能的判定等と更生支援を図るための相談や指導
県中央児童相談所	☎(253) 4101 FAX(253) 9022	◆ 平日午前9時～午後5時 ◆ 知的・身体障害児相談
県精神保健福祉センター	☎(263) 3891 FAX(265) 3963	◆ 平日午前9時～午後5時
いんば地域生活支援センター「すけっと」(印旛圏域)	☎(308) 6325 FAX(460) 9045	◆ 24時間 365日 ◆ 福祉の総合相談・権利擁護等

市指定相談支援事業所	電話・FAX	内容・対象
「アシスト」 (福) 愛光 (大篠塚 1587)	☎(484) 6392 FAX(484) 6492	内容：具体的な福祉サービス利用についての相談
「レインボー」 (福) 千手会 (青菅 1051)	☎(463) 1128 FAX(463) 1900	対象：身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児) ※「きらり」は18歳以上を対象とする
「きらり」 (福) えのき会 (上志津 1340-3)	☎(488) 3666 FAX(488) 0554	

佐倉市ひきこもり訪問サポーター派遣事業			
対象者	引きこもりの状態にあるかた(年齢制限なし)	内容	本人および家族に対する訪問支援、メール・電話相談、同行支援
料金	無料(同行支援サポーター経費の負担あり)	支援者	研修を受けたサポーターや有資格者
訪問頻度	月1回 30分～1時間程度	問い合わせ	障害福祉課 ☎(484) 4153

《その他》 身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、児童委員など各種相談や助言を行う相談員もおります。相談員の連絡先は、障害福祉課へお問い合わせください



2 知っておきたいサービス

障害福祉サービスなど

障害のあるかたが、地域で安心して日常・社会生活を営むことができるように、各種サービス制度が設けられています。サービスを受けるためには、事前に申請が必要です。また、障害の種別や等級などにより、受けることができるサービスが異なります。
☎ 障害福祉課 (484) 4164 FAX (484) 1742
(☎表示のない事業の問い合わせは、すべて障害福祉課)

情報の見方
身体障害のかた
知的障害のかた
精神障害のかた
難病のかた

自宅で受けられるサービス

● **障害福祉サービス** **身知精難**
自宅での入浴・食事などの日常生活における支援などを行います。



● **サービスの種類**
▼ 居宅介護 ▼ 重度訪問介護
▼ 行動援護 ▼ 同行援護
サービスの種類によっては、事前に利用者の心身の状況などに応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す、障害支援区分の認定を受けます。

● **費用負担**
原則、利用するサービスの費用の1割相当を負担することとなりますが、世帯の課税状況などにより、月額負担額の上限定額や減額制度があります。

地域生活支援サービス

▼ **移動支援事業** **身知精難**
障害者の外出の支援を行い、社会参加を促します。



▼ **移動入浴サービス事業** **身**
入浴が困難な重度の障害者の健康増進と介護者の負担を軽減するために、移動入浴車を派遣し、自宅での入浴サービスを行います。

配食サービス

● **身知精**
日常生活に支障があり、調理することが困難なかたへ、栄養あるバランスのとれた食事で食生活を改善し、健康を維持することも、安否確認ができるサービスを提供しています。



● **対象**
日常生活に支障のある身体障害者・知的障害者・精神障害者でひとり暮らしのかた。ただし、同居の親族や近隣に住む親族から

施設の利用

● **障害福祉サービス** **身知精難**
施設入所、日常生活に関する支援などを行います。

● **サービスの種類** ▼ 施設入所支援
▼ 短期入所 ▼ 療養介護 ▼ 共同生活援助
● **利用手続き**
事前に利用者の心身の状況などを把握し、サービスの種類によっては、障害支援区分の認定を受けます。

● **費用負担**
原則、利用するサービスの費用の1割相当を負担することとなりますが、世帯の課税状況などにより、月額負担額の上限定額や減額制度があります。

障害児を対象としたサービス

● **障害児通所支援サービス** **身知精難**
日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

● **サービスの種類**
▼ 児童発達支援
▼ 放課後等デイサービス
▼ 保育所等訪問支援
▼ 居宅訪問型児童発達支援
● **利用手続き** 事前に利用者の心身の状況などを把握します。

● **費用負担**
原則、利用するサービスの費用の1割相当を負担することとなりますが、世帯の課税状況などにより、月額負担額の上限定額や減額制度があります。

交通・自動車

● **佐倉市タクシー運賃助成券** **身知精**
通院など外出の際に、登録事業者のタクシーを利用する場合に助成します。

● **対象**
・身体障害者手帳1級、
2級または視覚、下肢、
体幹障害3級



・療育手帳(A)、(A1)、(A2)、
A1、A2
・精神障害者保健福祉手帳1級
・65歳以上でねたきり高齢者台帳登録者
● **助成内容** 1回の乗車につき
福祉タクシー券

福祉療育台車券	運賃	割引
2千円を超える	1000円割引	
2千円以内	半額割引	
福祉療育台車券	運賃	割引
1万円を超える	5000円割引	
1万円以内	半額割引	

※タクシー会社による1割引きがある場合には1割引き後の金額で算定

有料道路料金の割引

● **対象** 身体障害者のかたが自ら運転する場合(障害者手帳第1種・第2種)、
重度の身体障害者のかたもしくは重度の知的障害者のかたが同乗し、障害者ご本人以外のかたが運転する場合(障害者手帳第1種)

自動車運転免許取得費助成

● **身知精**
就労、社会参加目的で自動車運転免許を取得しようとする身体障害者手帳1〜4級所持者に自動車運転免許の取得に要した費用を助成します。

自動車改造費助成

● **身知精**
上肢、下肢または体幹機能障害1、2級の身体障害者手帳所持者で、就労等に伴い本人が所有し運転する自動車の操縦装置を改造する必要がある場合、その費用を助成します。

その他関連事業

● **身知**
▼ 交通機関の割引
(JR旅客運賃、バス運賃の割引など)
※バス会社により割引引きあり
▼ 各交通機関へ
▼ 自動車税・自動車取得税の減免
▼ 自動車税の減免 **身知精**
▼ 軽自動車税の減免 **身知精**
▼ 市民税課 (484) 6114
FAX (486) 5444
▼ 身体障害者自動車運転適性検査 **身知精**
▼ 千葉運転免許センター
☎ (274) 2000



● **補装具など**
▼ **身体障害者(児)補装具費の支給** **身知難**
身体障害者の状況に応じ、日常生活の効率向上を図るための補装具の購入や修理または借り受けに係る費用を支給します。
※原則として、障害者手帳の所持者、難病疾患を抱えるかたが対象となります。
※利用者負担は原則1割です
※所得制限があります
▼ **日常生活用具費の支給等** **身知難**
在宅の障害者(児)、難病者の、日常生活の利便を図るための用具の費用の支給などを行います。
※原則として、障害者手帳の所持者、難病疾患を抱えるかたが対象となります
※限度額・所得制限があります



軽度・中等度難聴児補聴器

● **身知**
軽度・中等度難聴児の保護者に、補聴器購入に要する費用の一部の助成を行います。
対象は市内に住所を有する18歳未満のかたであり、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児であって、医師が補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果があると認められた場合に限りです

小児慢性特定疾病児童等

● **身知難**
在宅の障害者総合支援法、児童福祉法の施策の対象でない、小児慢性特定疾病児童に対して日常生活用具を給付します。
※負担額・所得制限があります

日常生活用具給付事業

● **身知難**
在宅の障害者総合支援法、児童福祉法の施策の対象でない、小児慢性特定疾病児童に対して日常生活用具を給付します。
※負担額・所得制限があります

介護保険優先

● **身知**
介護保険の対象者は介護保険によるサービスが優先となります。



3 手当・医療費助成

障害のあるかたを対象とする各種福祉手当や、医療費助成を紹介します。
☎障害福祉課 ☎(484) 4164 FAX(484) 1742

福祉手当

◆特別児童扶養手当(身)知精
在宅で20歳未満の重度の心身障害児を養育している保護者に支給します。
※所得制限がありません

●支給額
▼手当1級 月額51700円
▼手当2級 月額34430円

・知的障害児 ①・A1・A2
・精神障害児 おおむね1級
・身体障害児 おおむね1～2級
・知的障害児 おおむね3級
・精神障害児 おおむねB1
◆障害児福祉手当(身)知精
重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の障害児(施設入所などを除く)に支給します。
※所得制限がありません

●支給額 月額14650円
◆佐倉市中心身障害児福祉年金(身)知
次の手帳を所持する20歳未満の障害児の保護者に支給します。

●支給額
▼重度 月額8000円
▼身体障害者手帳1・2級、療育手帳(A)・A1・A2
▼中度 月額6000円
▼身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1
▼施設 月額10000円
・施設入所している支給対象の障害児の場合
◆特別障害者手当(身)知精
重度の障害が重複し、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上のかた(施設入所、長期入院等を除く)に支給します。
※所得制限等がありません

●支給額 月額26940円
◆ねたきり身体障害者等福祉手当(身)知
●対象 20歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者で、日常生活動作において常時介護を要し、在宅において6か月以上寝たきりのかた
・20歳以上の在宅重度知的障害者(重度とは、療育手帳①・②・A1・A2)
※所得制限がありません
●支給額 月額8650円
◆難病者等見舞金(難)
次の対象のかたに見舞金を支給します。
●対象
・「特定医療費(指定難病)受給者証」の交付を受けたかた
・「千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けたかた
・「千葉県特定疾患医療受給者票」の交付を受けたかた
●支給額
年2回(4月・10月)
▼市民税非課税世帯・生活保護世帯 月額3000円
▼市民税課税世帯 月額2000円
●申し込み
対象の医療受給者証(医療受給者票)の「コピー」を添付し、「佐倉市難病者等見舞金支給申請書」を障害福祉課または各保健センターへ持参(障害福祉課へ郵送可)

医療費助成

◆重度心身障害者(児)医療費助成制度(身)知
健康保険適用分の自己負担額を助成(他に医療給付がある場合、その額を除く)。
※所得制限等がありません

●対象 身体障害者手帳1～2級、療育手帳①・A2
◆自立支援医療(身)精
身体障害の除去や軽減のための手術や、精神疾患のために継続的に通院を必要とする場合に、その医療費の負担を軽減する制度です。
※所得制限がありません

●対象
・精神疾患のため通院治療が必要なかた(精神通院医療)
・身体障害者でその障害の除去や軽減のために手術・治療を受けるかた(更生医療)
・18歳未満で、身体に障害があり入院手術等の治療により、機能の回復が見込まれるかた(育成医療)
●費用負担
対象となる医療費の1割。
世帯の課税状況や治療の内容により、月額負担額に上限設定

●申し込み 事前申請
対象となる疾患や治療の内容の範囲が定められていますので、お問い合わせください。
◆精神障害者入院医療費助成(精)
●対象
精神疾患のため1か月以上継続して入院療養した場合に、医療費の一部を助成します。
●助成額 保険適用医療費の自己負担額(他の医療給付額を除く)の2分の1
※所得制限等がありません

●申し込み
対象の医療受給者証(医療受給者票)の「コピー」を添付し、「佐倉市難病者等見舞金支給申請書」を障害福祉課または各保健センターへ持参(障害福祉課へ郵送可)

安心した生活のサポート

日常生活自立支援事業

地域で暮らす高齢者や障害者のかたの日常生活に必要なお金の管理や福祉サービスの利用支援です。
☎佐倉市社会福祉協議会 ☎(484) 0698

所得税・住民税の控除(障害者控除対象者の認定)

☎65歳以上で、介護保険の認定が要介護1～5で、障害高齢者・認知症高齢者の日常生活自立度がランクAまたはII以上のかた
☎高齢者福祉課 ☎(484) 1771

生活福祉資金貸付

☎低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
※貸付条件や貸付限度額、利子等は資金の種類により異なります。詳細はお問い合わせください。
☎佐倉市社会福祉協議会 ☎(484) 6200

◆各種サービス
【緊急時・災害時】▼災害時「避難行動要支援者名簿」掲載
▼緊急通報装置の貸与▼緊急通報登録
【税・免除】▼新マル優制度▼携帯電話料金の割引
▼佐倉市営自転車駐車場利用料金の減額等
【視覚障害】▼点字・録音広報の発行
【聴覚障害】▼手話通訳者・要約筆記者の派遣
※各窓口の確認は、障害福祉課へお問い合わせください

◆成年後見制度
【法定後見制度】判断能力が不十分になってしまったら…
家庭裁判所によって、援助者として成年後見人などが選ばれる制度です。
☎千葉家庭裁判所佐倉支部 ☎(484) 1244
【任意後見制度】判断能力が不十分になる前に…
「誰に」、「どのような支援をしようか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。
☎成田公証役場 ☎0476(22) 1035

判断能力が不十分な人の暮らしを守る 佐倉市成年後見支援センター

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でないかたの財産や生活を守り、支援する成年後見制度に関する相談を受け付けています。
※司法書士による無料の「成年後見に関する専門相談」は「こうほう佐倉」毎月1日号の暮らしの相談でお知らせします

開所日 月～金曜日(祝日、年末年始除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分
場所 市社会福祉センター2階 佐倉市社会福祉協議会
☎成年後見支援センター ☎(484) 12888

お子さんの発達を支援します さくらんぼ園

さくらんぼ園

運動や言葉、情緒など、心身の発達に不安のある就学前のお子さんの、療育・生活支援などを行う通園施設です



歩いたり走ったりがうまくできない…
ことばが出てこない。なかなかうまく話せない…
呼んでも振り向かない。話しかけても視線が合わない…
集団行動がとれない。友達と遊べない…
お子さんの発達の状況に合わせて、お子さんの心を育み、自らがもっている力を生かす力に変え、充実した生活ができるように発達を支援していきます。
☎さくらんぼ園 ☎(484) 1050、FAX(312) 7980

「こうほう佐倉」などを音声でお届け

声の広報は、ボランティアグループ「佐倉市こおろぎの会」のご協力により、目の不自由なかたに音声(音声プレイヤー)の「こうほう佐倉」としてお届けしています(そのほか、「議会だより」などもお届けします)。また、ボランティアグループの「点訳サークル野菊の会」のご協力により、生活に必要な情報を、点字に変換して提供しています。
☎佐倉市社会福祉協議会 ☎(484) 6198

【お子さんの発育が気になるときの相談】

事業	実施機関 実施日	内容
ことばと発達の相談室 【要予約】	健康管理センター ☎(485) 6712 FAX(485) 6714 平日 午前8時30分～午後5時15分	聞こえ、発音など、ことばの発達などに関する気になることについて、言語聴覚士が相談に応じます。 対象：市内在住の0歳～就学前
すくすく発達相談 【要予約】 ※他の医療機関受診者は対象になりません	健康管理センター ☎(485) 6712 FAX(485) 6714 日時：こうほう佐倉、健康カレンダー、市ホームページをご覧ください	お子さんの発育(身長など)や発達面(落ち着きがないなど)で心配なことや気になることについて、専門医が相談に応じます。 対象：市内在住の0歳～就学前
発達障害相談	県発達障害者支援センター CAS ☎(227) 8557 FAX(227) 8559 月～土曜日 午前9時～午後5時	対象：自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害のかた、家族、関係者



4 だれもが暮らしやすい社会へ

障害のある人にも住みよい街づくりを目指して

身体の不自由な人を見かけたら

困っているような人を見かけたら

まずは、視線の高さを合わせ、正面から「何かお手伝いしましょうか?」と声をかけてください。

手足の不自由な人のお手伝い

車いすや杖を使っている人は、階段や少しの段差に支障があり、手などにまひがあると文字を書くことやお金の扱いなどに不便があります。ひとりで手伝うのが無理だったら、まわりの人にも協力を求めましょう。

耳の不自由な人のお手伝い

コミュニケーションには音声での会話、口の動き、身振りや相手の表情を読み取り、紙に文字や図を書いたり、手話ができたりと相手や場面に応じて様々です。どのような方法が良いかたずねてください。

目の不自由な人のお手伝い

・正面から穏やかに静かな声で、自分が誰なのかを名乗り声をかけてください。何が必要かを聞いて、お手伝いしましょう。
 ・案内するときは、白い杖の反対側(杖を使用していないかたにはそのかたが好む側)に立って、肘(または肩)を持ってもらい、2人分の間隔を確保しながら、歩く速さを合わせて、目の不自由なかたの半歩前を歩きます。
 ・進行方向に、自転車や荷物などが置いてある場合に、事前に移動させておくのもお手伝いになります。



精神に障害のある人を見かけたら

声をかける時には...

不安や緊張を感じないように、穏やかな表情で声をかけ、気軽に話ができるような雰囲気や心掛けてください。

知的に障害のある人を見かけたら

何をしているのか、しばらく見守り、支援が必要なときは、正面に立ち目を合わせて、やさしい言葉で声をかけてみてください。具体的にわかりやすく、簡単な言葉を使ってください。

周囲のかたに迷惑・危険な行動を見かけたら

静止や注意をする時には、短い言葉で簡潔にはっきりと伝えてください。※危険が生じる場合はその限りではありません

コミュニケーションで嫌がること

▼こわい表情 ▼きつい口調や大声 ▼力づくや強引な行動 ▼突然、注意されること
 ※パニック状態になることもあります
パニック状態のかたへの対応
 ▼周囲の安全を確認し、落ち着くまで見守ってください ▼力づくで押さえ込むようなことは逆効果になります
 ※本人や周囲のかたに危険が生じるような場合は、力づくで静止することが必要になります

障害のある子どももない子どもと一緒にあそぼう!

おもちゃ図書館

(ボランティアグループありんこが運営)

障害のある子どもたちにも、おもちゃの貸出しをしています。

ハンディキャップのある子ども、心配事のあるママやパパも安心して遊びに来てね!

▼気に入ったおもちゃは無料で貸出します ▼壊れたおもちゃの修理をしてくれる心強いスタッフ、手作りのおもちゃを作ってくれるやさしいスタッフもいます。

〒484-6198 FAX(486)2518

場所	開催日・時間
西部地域福祉センター	第2水曜日 午前10時~午後2時 第3土曜日 午後1時~3時
南部地域福祉センター	第2土曜日 午前10時~正午 第4水曜日 午前10時~午後2時

いつしよに活動しませんか? 佐倉市障がい者団体等連絡会

障害者団体、家族の団体、支援の団体、NPO法人などさまざまな障害に関わる団体による連絡会です。障害のあるかたやその家族で、連絡会に関心のあるかたの連絡をお待ちしています。

《活動内容》

- ▼加入団体の情報交換と相互理解・親睦 ▼障害者(児)の自立を目指して、共通の課題に取り組む ▼地域社会との連携・交流など
- 《活動団体》
- ▼佐倉市をつなぐ育成会 ▼佐倉市身体障がい者の会 ▼佐倉市ろう者協会 ▼佐倉市精神障害者家族会(かぶらぎ会)
- ▼印旛地区自閉症協会 佐倉支部 ▼手をつなぐ・さくら ▼NPO法人 木よつの家 ▼千葉県オストミー協会「佐倉の会」
- 〒484-6033 FAX(486)2518

シンボルマーク	国際的に定められたマークや法律にもとづくもの、各団体が提唱しているものもあります。代表的なものを紹介します。
	身体障害者補助犬法の啓発用マークで、公共施設や交通機関、スーパー、レストランなどの民間施設で同伴できるマークです。
	身体不自由であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークです。
	聴覚障害者であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークです。
	オストメイト対応設備があることを表すマークで、オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
	障害者のための国際シンボルマーク
	盲人のための国際シンボルマーク
	聴覚障害者のための国際シンボルマーク
	聴覚障害者であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークです。
	「身体内部に障害がある人」を表しています。外見から分かりにくいことから、理解と協力を広げるために作られたマークです。

【気になる、こころの相談】

事業	問い合わせ	実施日など
精神保健福祉相談【要予約】	印旛健康福祉センター ☎(483)1136 FAX(486)2777	・毎月第3月曜日 午後1時30分~4時 ・毎月第4火曜日 午後2時~4時 ・毎月第4金曜日は成田支所 午後2時~4時
千葉いのちの電話	千葉いのちの電話 ☎(227)3900	毎日 24時間 精神的な悩みについてご相談ください
心の電話相談【来所は要予約】	県精神保健福祉センター ☎(263)3893	月~金曜日 午前9時~午後6時30分
精神障害者相談【要予約】	地域生活支援センター レインボー ☎(463)1128	午前10時~11時~午後1時~2時~ ※土曜日は午後2時~はありません ※日程はお問い合わせください 【会場】ミレニアムセンター佐倉 西部地域福祉センター、南部地域福祉センター 地域生活支援センター レインボー
こころの健康相談【要予約】	健康管理センター ☎(485)6712 FAX(485)6714 西部保健センター ☎(463)4181 FAX(463)4183 南部保健センター ☎(483)2812 FAX(483)2813	毎月1回精神科医またはカウンセラーによる相談を実施。 日程・会場は要問い合わせ

【身体の障害などの相談】

名称	問い合わせ	実施日
心身障害者相談	障害福祉課 ☎(484)4164 FAX(484)1742	相談員による相談希望は要予約
障害者人権110番	千葉県手をつなぐ育成会 ☎・FAX(246)2282	電話・来所による相談 場所 千葉県社会福祉センター 【一般相談】 月~金曜日 午前10時~午後4時 【法律相談】 第1火曜日午後1時~3時【要予約】 月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分 ※時間外は佐倉市役所(代表) ☎(484)1111 で受け付け
障害者虐待防止センター	障害福祉課 ☎(484)6173 FAX(484)1742	月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する差別相談	印旛圏域専用ダイヤル ☎(486)5991 FAX(486)2777	月~金曜日 午前9時~午後5時
障害者差別に関する相談	障害福祉課 ☎(484)6173 FAX(484)1742	月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
千葉県難病相談・支援センター	印旛山武地域難病相談・支援センター 成田赤十字病院 ☎0476(22)2311 内線 7503	月~金曜日 午前9時~午後4時【要予約】



※抜き取って保存版としてご利用ください